

議第 3-3 号

権利放棄につき議決を求めることについて

1. 権利放棄の理由

県営住宅の家賃については、滞納者に対する納付指導を実施し、収入未済の縮減に努めております。

このうち、退去滞納者については、納付指導に加え、債権回収会社に収納業務委託を行うとともに、入居者に対して行ってきた夜間戸別訪問を行うなど家賃滞納縮減対策を徹底したところですが、行方不明の場合などこれ以上徴収の見込みがないものが含まれています。

今回、これらについて、地方自治法の規定に基づき権利放棄を行い、既に調定された歳入にかかる債権について、不納欠損処分を行うものです。

2. 債権放棄の基準

「税外未収金対策にかかるガイドライン（滋賀県総務部財政課）」の 15 債権放棄（私債権）により、下記の各号の一に該当し、徴収の見込みがない場合は債権放棄を検討することとされています。

- ア 消滅時効期間の経過かつ時効の援用見込
- イ 債務者が無資力
- ウ 徴収停止後、相当期間の経過（債務者の所在不明・債権額が少額）
- エ 債務者の死亡かつ相続放棄
- オ 相続人の不在
- カ 債務者の破産免責

3. 権利放棄の概要

今回、権利放棄の議決および専決処分により、下記的人数、金額について権利放棄を行う予定です。

(1) 議決による権利放棄（債権額 1 件につき 200,001 円以上）			
金額（家賃） 218,500 円			
内 訳	行方不明	1 名	218,500 円
(2) 専決処分による権利放棄（債権額 1 件につき 200,000 円以下）			
他 4 名 金額（家賃） 397,800 円			
内 訳	行方不明	5 名	397,800 円
(合 計)	人 数	6 名	金 額 616,300 円